

テレビ用ブラウン管の製造販売業者らに対する 排除措置命令及び課徴金納付命令について

平成21年10月7日
公正取引委員会

公正取引委員会は、外国事業者を含むテレビ用ブラウン管の製造販売業者らに対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、次のとおり、同法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、本日、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った（違反行為については別添排除措置命令書参照。）。

なお、本件は、平成19年11月に、米国司法省、欧州委員会等とほぼ同時期に調査を開始したものである。

1 違反事業者数、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者数並びに課徴金額（対象事業者名、各事業者の課徴金額等については別表のとおり。）

違反事業者数	排除措置命令 対象事業者数	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
11社	2社	5社 ^(注1)	33億2224万円

(注1) 当該5社のほか、外国事業者1社について、独占禁止法第50条第6項において準用する第49条第3項及び第5項の規定に基づき、課徴金納付命令の内容等について、意見申述・証拠提出の機会を付与するための手続を行っているところである。

2 違反行為の概要

別表記載の11社は、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者^(注2)が現地製造子会社等^(注3)に購入させるテレビ用ブラウン管^(注4)（以下「特定ブラウン管」という。）について、遅くとも平成15年5月22日ころまでに^(注5)、2か月に1回程度、CPTミーティング^(注6)を継続的に開催し、おおむね四半期ごとに次の四半期におけるその現地製造子会社等向け販売価格の各社が遵守すべき最低目標価格等を設定する旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定ブラウン管の販売分野における競争を実質的に制限していた。

(注2) ブラウン管テレビの製造販売業を営む者であり、オリオン電機株式会社、三洋電機株式会社、シャープ株式会社、日本ビクター株式会社及び船井電機株式会社をいう。

(注3) 我が国ブラウン管テレビ製造販売業者がブラウン管テレビの実質的な製造拠点とする、東南アジア地域に所在する製造子会社又は製造委託先会社をいう。

(注4) 次に掲げるテレビ用ブラウン管をいう。

- 一 14インチサイズの丸型管
- 二 20インチサイズの丸型管
- 三 21インチサイズの丸型管
- 四 21インチサイズの平型管であって「インバー」と称されるもの
- 五 21インチサイズの平型管であって「エー・ケー」と称されるもの

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局第五審査
電話 03-3581-1779（直通）
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

(注5) エムティー・ピクチャー・ディスプレイ (マレーシア) ・エスディーエヌ・ビーエイチディーについては遅くとも平成16年2月16日までに、エムティー・ピクチャー・ディスプレイ (タイランド) ・カンパニー・リミテッドについては遅くとも同年4月23日までに、それぞれ当該合意に加わったもの。

(注6) 特定ブラウン管の製造販売業者等の営業担当者による会合であって、サムスン・エスディーアイ・カンパニー・リミテッド、エルジー・フィリップス・ディスプレイズ・コリア・カンパニー・リミテッド及びMT映像ディスプレイ株式会社の販売又はマーケティングの部長又は課長級の者を加えたものをいう。

3 排除措置命令の概要

(1) MT映像ディスプレイ株式会社及びサムスン・エスディーアイ・カンパニー・リミテッド (以下「サムスンSDI」という。) の2社 (以下「2社」という。) は、それぞれ

ア 前記2の合意が消滅している旨を確認すること

イ 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、特定ブラウン管の現地製造子会社等向け販売価格を決定せず、各社がそれぞれ自主的に決める旨

を、取締役会等の業務執行の決定機関において決議しなければならない。

(2) 2社は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置を、相互に通知するとともに、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。

また、サムスンSDIはサムスン・エスディーアイ (マレーシア) ・ビーイーアールエイチエーディー (以下「サムスンSDIマレーシア」という。) に、前記(1)に基づいて採った措置を通知しなければならない。

(3) 2社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、特定ブラウン管の現地製造子会社等向け販売価格を決定してはならない。

4 課徴金納付命令の概要

エムティー・ピクチャー・ディスプレイ (マレーシア) ・エスディーエヌ・ビーエイチディー、ピーティー・エムティー・ピクチャー・ディスプレイ・インドネシア、エムティー・ピクチャー・ディスプレイ (タイランド) ・カンパニー・リミテッド、サムスンSDIマレーシア及びエルジー・フィリップス・ディスプレイズ・コリア・カンパニー・リミテッドは、平成22年1月8日までに、それぞれ別表の「課徴金納付命令」欄記載の額 (総額33億2224万円) を支払わなければならない。

別表

番号	事業者	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金納付命令
1	MT映像ディスプレイ株式会社	大阪府門真市松生町1番15号	代表取締役 飛永 龍生	○	—
2	エムティー・ピクチャー・ディスプレイ（マレーシア）・エスディーエヌ・ビーエイチディー（注4）	マレーシア セランゴール ペタリング ジャヤ 47400 デマンサラ ジャヤ エスエス 22/21 ジャラン セカンドフロアー 60 62 アンド 64 ウィスマ ゴシェン	ユー・サウ・イン	—	6億5083万円
3	ピーティー・エムティー・ピクチャー・ディスプレイ・インドネシア（注5）	インドネシア共和国 ブカシ カブパテン スラタン チカラン ケカマタン スカレスミ デサ イージェイアイピー インダストリアル パーク プロット3-G カワサン	家垣 吉孝	—	5億8027万円
4	エムティー・ピクチャー・ディスプレイ（タイランド）・カンパニー・リミテッド（注6）	タイ王国 パタム タニ プロビンスムアン パタム タニ ディストリクト バン カディ サブディストリクト チバノン ロード バン カディ インダストリアル パーク ビレッジ ナンバー5 ナンバー142	ラウイタ・ティサン	—	5億6614万円
5	サムスン・エスディーアイ・カンパニー・リミテッド	大韓民国 キョンギド スウォンシヨントング メタンドン 673-7	キム・ステク	○	—
6	サムスン・エスディーアイ（マレーシア）・ビーイーアールエイチエーディー	マレーシア ネゲリ センビラン ダルール クサス 71450 スンガイ ガドゥツ カワサン ペルインドストリアン トウアング ジャファールロット635&660	チョウ・デヒュン	—	13億7362万円
7	エルジー・フィリップス・ディスプレイズ・コリア・カンパニー・リミテッド（注7）	大韓民国 キョンサンブクド クミシコンダンドン 184	クオン・スグン	—	1億5138万円
8	ピーティー・エルピー・ディスプレイズ・インドネシア	インドネシア共和国 ブカシ 17520 ウェスト ジャバ カワサン インダストリ MM2100 ブロック G シビチュン	パーク・ジュ・タエ	—	（注9）
9	チャンワ・ピクチャー・チューブス・カンパニー・リミテッド	台湾 タオユアンカウンティ バデシティ ホピンロード 1127号	リン・ウェイシャ	—	—
10	チャンワ・ピクチャー・チューブス（マレーシア）・エスディーエヌ・ビーエイチディー	マレーシア クアラルンプール オフチャランラージャラウト 50350 チャランチョンナム ナンバーワン ウィズマハヴェラタカードス テンスフロア	チウ・チュアンイー	—	—
11	タイ・シーアールティー・カンパニー・リミテッド（注8）	タイ王国 チョンブリ シラチャーアムフォー タムボン サンクスカラスカピバン 7 ロード 87/9ム-2		—	—
合 計				2社	33億2224万円

（注1） 別表中、番号1は番号2・3・4、番号5は番号6、番号9は番号10のそれぞれ親会社であり、自社の子会社が行うテレビ用ブラウン管の製造及び販売について指示及び管理を行っていた。また、番号7は番号8の親会社ではないが、番号8に対して、特定ブラウン管の販売価格について指示を行っていた。

- (注2) 別表中の「○」は、その事業者が排除措置命令の名あて人であることを示している。
- (注3) 別表中の「ー」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者であることを示している。
- (注4) エムティー・ピクチャー・ディスプレイ（マレーシア）・エスディーエヌ・ビーエイチディーは、平成19年10月8日に、解散の決議を行い、同日付けで清算手続を開始しており、事業活動の全部を取りやめている。
- (注5) पीティー・एमティー・ピクチャー・ディスプレイ・インドネシアは、平成19年9月28日に、操業を停止し、同日付けで清算手続を開始しており、事業活動の全部を取りやめている。
- (注6) エムティー・ピクチャー・ディスプレイ（タイランド）・カンパニー・リミテッドは、平成21年5月13日に、解散の決議を行い、同日付けで清算手続を開始しており、事業活動の全部を取りやめている。
- (注7) 엘지·필립스·디스플레이즈·코리아·カンパニー·リミテッドは、平成21年7月21日付けで、大韓民国ソウル特別市所在のメリディアン・ソーラー・アンド・ディスプレイ・カンパニー・リミテッドに対し、テレビ用ブラウン管の製造販売に係る事業を譲渡している。
- (注8) 타이·시어얼티·カンパニー·リミテッドは、平成19年6月29日に、解散の決議を行い、事業活動の全部を取りやめ、その後、消滅している。
- (注9) 独占禁止法第50条第6項において準用する第49条第3項及び第5項の規定に基づき、課徴金納付命令の内容等について、意見申述・証拠提出の機会を付与するための手続を行っているところである。